



島根県報

平成23年6月30日（木）

号外第133号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則

（農 業 経 営 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

- (1) 青年農業者で、認定就農計画に従って県内で新たに自ら農業の経営を開始したものうち有機農業の経営を開始したもの（以下「有機農業者」という。）に係る青年等経営安定資金の貸与期間は、3年以内とすることとした。（第5条関係）
- (2) 市町村は、市町村から資金の貸付けを受けた有機農業者（1年を超える期間当該資金の貸付けを受けている者に限る。）が有機農業に従事しなくなったとき（災害、疾病その他やむを得ない事由によるときを除く。）は、青年等経営安定資金の全部又は一部を繰上償還しなければならないこととした。（第11条関係）
- (3) 市町村は、資金を貸し付けた有機農業者が有機農業に従事しなくなったときは、直ちにその旨を知事に届けなければならないこととした。（第14条関係）

2 施行期日

平成23年7月1日から施行することとした。

規 則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則（平成19年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1年」の次に「（第3条第1号に掲げる者のうち有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条の有機農業をいう。以下同じ。）の経営を開始したもの（以下「有機農業者」という。）に係るものにあつては、3年）」を加える。

第11条第1項中第5号を第4号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市町村から資金の貸付けを受けた有機農業者（1年を超える期間当該資金の貸付けを受けている者に限る。）が有機農業に従事しなくなったとき（災害、疾病その他やむを得ない事由によるときを除く。）。

第14条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 有機農業に従事しなくなったとき（有機農業者の場合に限る。）。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。